

にかほ市内 中小企業・個人事業者の皆様へ

「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」のご案内



感染症拡大により大きな影響を受けている事業者向けに、国などから支援施策が多数創出されております。施策を有効活用していただくため本市では、にかほ市商工会指導員・支援員による身近な特別相談窓口を開設しております。施策の活用方法などがわからずお悩みの事業者の皆様はぜひ相談窓口をご利用ください。

1. 開設期間 令和2年6月30日まで(土・日・祝日を除く)
2. 開設時間 午前9時00分～午後4時30分
3. 開設場所 にかほ市商工会

本 所	(金浦字十二林 158-9	電話 38-3350)
象 潟 支 所	(象潟町字四丁目塩越 76-2	電話 43-3450)
仁 賀 保 支 所	(平沢字鳥ノ子淵 21-3	電話 36-3507)

- ★市内事業者であれば商工会員以外の方でもどなたでも相談窓口をご利用いただけます。
- ★感染防止の一環として、来会される際はマスクの着用及び窓口の混雑を避けるため、なるべく電話で事前予約をお願いします。

●このようなお悩みに対応します

制度のしくみがよくわからない！

制度の対象になるのかよくわからない！

制度がありすぎて混乱している！

申請の仕方がよくわからない！ 申請に必要な添付書類がよくわからない！

●ご相談内容(主なもの)

持続化給付金 (経済産業省)	感染症拡大の影響で売上が前年同月比50%以上減少している法人は上限200万円、個人事業者は上限100万円の給付が受けられます。
雇用調整助成金 (厚生労働省)	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して一時的に休業等を行い雇用の維持を図った場合に、支払った休業手当に対し最高9/10の助成が受けられます。
秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	緊急事態措置等により4月25日から5月6日までの期間、休業や時間短縮に協力した事業者に対し、秋田県から30万円(2ヶ所以上営む事業者は60万円)の給付が受けられます。
にかほ市飲食店等緊急支援給付金	本年5月1日かつ本給付金交付申請日時点において、にかほ市内に飲食店店舗(仮設除く)又は旅館・ホテルを営む個人事業者又は、本社及び本店所在地がある法人に対し、市から30万円の給付が受けられます。
その他	感染症拡大対策に関する金融制度及び販路開拓など経営に関する事項。

(お願い)

- ・相談者に代わって申請手続きの代行、代書、計算等をお引き受けするものではありません。
- ・ご相談内容によっては、それぞれの制度のコールセンター等のご利用をお願いする場合があります。
- ・商工会に設置のパソコンを利用しての電子申請はできません。
- ・そのほかのにかほ市が実施する施策については市役所の各担当窓口にご相談願います。